Trans Catheter Imaging Forum (TCIF)会則

第1章 総則

- 第1条 本会は、Trans Catheter Imaging Forum (略称: TCIF)と称する。
- 第2条 本会の事務局は、NPO 法人日本血管映像化研究機構内に設置し、NPO 法人日本血管映像 化研究機構が運営する。
- 第3条 本会は、循環器疾患の治療、検査を行う施設の医師が、様々な情報をもとに最善且つ最良の 診断や治療技術を研究し、その成果を公知することを目指す。また、心血管疾患における画 像技術に関連するすべての職種の枠を越えグローバルな研究交流と情報発信を目指し、医 療の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために研究・治療および検査生中継、講演、各種セミナー等の 企画、会報発行、ホームページの運営などの事業を行う。

第 2 章 会員

第5条 本会の目的に賛同し、フォーラムに参加したものによって構成される。

第3章 フォーラム

- 第6条 本会は NPO 法人日本血管映像化研究機構により定期的に開催される。
- 第7条 開催に際して NPO 法人日本血管映像化研究機構理事長はプログラム委員会を設置し、委員 長を任命することができる。
- 第8条 委員長はフォーラムの準備、実施、報告を行う。
- 第9条 フォーラムの時期、開催地、会場等は委員長が定め、委員の承認を受ける。
- 第10条 開催にあたっては TCIF プログラム委員によって企画運営される。

第4章 TCIFプログラム委員会

- 第11条 TCIF プログラム委員は理事長に指名された委員長 1 名、副委員長数名、委員数名によって構成される。
- 第12条 プログラム委員会は次の規定に従って行う。
 - 1) TCIF 開催のためのプログラムの作成と運営を行う。
 - 2) プログラム委員会は必要に応じて委員長が召集する。
 - 3) プログラム委員会の議長は委員長が行う。
 - 4) 事務局は、議事録作成のためプログラム委員会に出席することができる。

第5章 会計監査

第13条 プログラム委員会は次の職務を行う。

- 1) フォーラム等の各事業終了後、収支報告を作成する。
- 2) 会計監査は NPO 法人日本血管映像化研究機構 監事が行うものとする。

第7章 附則

- 第14条 本会の運営経費は会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。
- 第 15 条 本会の会費は医師、企業関係者¥10,000 非医師医療関係者(コメディカル)¥5,000 と 定める。
- 第16条 会計年度は4月1日~翌年3月31日とする。
- 第17条 本会の運営に必要な細則はプログラム委員会にて別途定めることができる。
- 第18条 本会は次の役員を置く。
 - 1) 委員長 平山 篤志
 - 2) 副委員長 上田 恭敬
 - 3) 委 員 由谷 親夫 松岡 宏 廣 高史 林 宏光 石原 正治 高山 忠輝 樋口 義治 小松 誠 児玉 和久 齋藤 頴
 - 4) 事務局 NPO 法人日本血管映像化研究機構
- 第19条 本会会則は平成24年10月1日より施行する。
- 第20条 本会会則の改廃は、プログラム委員会が決定する。